

行く事は、今昔かはりなし、文化元子年頃より、大晦日、正月六日、同十四日にも、除夜のごとくに、御厄はらひくといふて来るなり、しかし節分の如くに大勢は来らず、

〔東都歳事記四〕十二節分立春の前日也 今夜厄拂ひ来る、厄はらひは、元祿開板の人倫訓蒙圖彙に、同じ

頃は節分の夜ばかりにして、世上の豆をまく間、只二時の程にありきしよしなり、文化より以來は、冬至除夜正月の年越毎に来る、

〔守貞漫稿二十七〕厄拂 京坂ハ節分ノ夜ノミ來ル、江戸モ古ハ節分ノミナリシガ、文化元年以來、大卅日、正月六日、十四日ニ來ル、追儼ノ豆、大坂ハ年數ヲカゾヘ一錢ヲ加ヘ、白紙ニ包ミ與フ、江戸ハ十二錢ヲ添ルナリ、又京坂ハヤクハライマシャウト云、江戸ハオンヤクトト、御字ヲ付ル、厄拂ノ辭ノミ、音節及ビ文句トモニ三都相似タリ、蓋文句ハ年々種々アリ、ア、ラ、メ、デ、タイナ、メ、デ、タイナ、ダンナ住吉御參詣、ソリ橋カラ西ヲナガムレバ、七福神ノ船アンビ中ニモ夷ト云人ハ、命長柄ノ棹ヲモチ、メギスオギスノ糸ヲツケ、金ト銀トノ針ヲタレ、釣タル鯛ガ姫小鯛、カホドメ、デ、タイキオリカラニ、イカナル惡魔ガ來ルトモ、此厄ハラヒガヒツトラヘ、西ノ海トハオモヘドモ、チクラガ沖ヘサラリ、或ハ役者名盡シ、魚盡、何盡ナド種々ヲ云、

〔宗長手記〕廿五日大永六節分の夜略 京には役落しとて、年の數錢を包みて、乞食の夜行におとしてとらする事を思ひやりて、

かぞふれば我八十の雜事錢やくとていかおとしやるべき

雜載

〔羅山文集五十六〕雜著 儼雖近於戲、而古之禮也、故聖人猶朝服而立於阼階、記於周禮、載於漢志、見

於歷代之史集、不可勝數也、我國昔神世、既雖有驅鬼之故事、然權輿于文武帝慶雲三年、以降每歲行以爲恒、出于國史、具于江家之次第、其朝廷儀式、未及論焉、民間除夕、到今所行者、插杠谷樹於門戶壁間、此國諺所謂比比良木是也、其葉有稜角如刺、蓋禦邪鬼也、又爆豆撒之屋內、唱曰、鬼兮外、福兮內、古